

ガスを安全にお使いいただくために



このマニュアルは、法令に定める周知内容にもとづいています。

毎日しましょう！安全チェック！

ガス事故を防ぐためにガスを使うときは、まず換気に注意しましょう。

警報器の設置

- 警報器が適切な位置に設置されているか確認しましょう。
- 警報器が交換期間内のものかを確認しましょう。警報器の交換期限は5年です。期限が過ぎる前に、LPガス販売業者に連絡しましょう。



供給設備とは

ガス容器からガスメータの出口までのことです。LPガス販売店が責任をもって点検と安全管理を行います。

販売店が責任を持って管理します
供給設備
ガス設備の安全管理および管理責任

消費設備

消費者の方に責任をもって管理していただきます

消費設備とは

ガスメータの出口から室内のガス器具まで。メータのない場合は容器から室内のガス器具までのことです。お客様の責任で安全にご使用ください。

⚠️ 一酸化炭素(CO)中毒について

一酸化炭素(CO)は、無色、無臭で毒性の強い気体。不完全燃焼によって発生した一酸化炭素を吸うと頭痛や吐き気、気分が悪くなるなど風邪によく似た症状があらわれます。(症状が強いつきには死亡に至ることもあります)このような症状を感じたら、すぐにガスの使用を中止し、室内に新鮮な空気を入れましょう。また機器は、屋外設置式・不完全燃焼防止装置付ガス機器・FF式ガス機器などへのお取替えをおすすめします。

長期使用製品安全点検制度とは

この制度は、経年劣化により特に重大な危害を及ぼす恐れのある製品を「特定保守製品」と指定し、その製造メーカー・販売者・所有者などが、それぞれ適切に役割を果たして事故を防止することを目的とした制度です。(平成21年4月1日より施行)
※令和3年8月1日より制度が改正されました。
長期使用製品安全点検制度の対象製品であったLPガス用の対象製品(屋内式ガス瞬間湯沸器、屋内式ガスバーナー付ふろがま)は、その対象から外れました。石油ふろがま、石油給湯機の2機種は引き続き指定継続になっています。